

徳島県告示第二百二十五号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定による徳島県資源管理方針において定める徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業に係るくろまぐろ（三十キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁獲量の総量が、令和七管理年度において同法第十六条第一項の規定により定めたる知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和二年徳島県規則第百一号）第二条第一項の規定により告示する。

なお、この告示に係るくろまぐろの採捕をしてはならない期間は、令和七年四月五日から同年六月三十日までとする。

令和七年四月四日

徳島県知事      後藤田    正    純